

令和7(2025)年度栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務委託 公募型プロポーザル審査要領

第1 目的

令和7(2025)年度栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務の委託契約候補者を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、提出された企画提案書を適正に評価するため、令和7(2025)年度栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務委託公募型プロポーザル審査要領を定める。

第2 審査会の設置

企画提案書の審査を行うため、令和7(2025)年度栃木県地域おこし協力隊採用サポート事業業務委託公募型プロポーザル審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

1 構成

- (1) 審査会に委員を置き、別表1に掲げる者で構成する。
- (2) 審査会に会長を置く。なお、会長は、総合政策部地域振興課長の職にある者をもって充てる。
- (3) 会長は、会務を総括する。

2 運営

- (1) 審査会は、会長が召集する。
- (2) 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。
- (3) 審査会は、会長を含む4名以上の委員が出席して開催するものとする。
- (4) 会長は、各委員の審査結果に基づき、委託契約候補者を選定する。
- (5) 審査会は、非公開とする。

3 守秘義務

会長及び委員は、審査会で知り得た秘密を漏らしてはならない。

第3 審査

企画提案書の審査及び委託契約候補者の選定は、次の方法により行う。

- 1 企画提案書の審査は、各委員が、企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションの内容をもとに、別表2に規定する評価項目ごとに採点する。
- 2 失格者を除いた者のうち、点数の高い者から順に、委員毎に提案者の順位付けを行い、全ての企画提案者の中で、最も多くの委員が1位とした者を委託契約候補者とする。
- 3 最も多くの委員が1位とした者が複数の場合は、各委員の評価点の合計が最も高い者を委託契約候補者とする。なお、合計点も同じ場合には、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、各委員の採点の平均が60点以上である場合に限り、委託契約候補者とする。企画提案者が1者の場合も同様とする。

第4 その他

この要領に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要領は、令和7(2025)年度の事業において適用する。

(別表1 審査会の構成)

所属		役職	備考
総合政策部	地域振興課	課長	会長
		課長補佐(総括)	
		地域振興・とちぎ暮らし推進担当副主幹(GL)	
		地域づくり支援担当副主幹(GL)	
生活文化スポーツ部	県民協働推進課	協働・多文化共生室長	

(別表2 評価項目)

評価項目		評価内容	配点
1	理解度	業務委託の目的や内容を的確に理解把握しているか。業務の目的達成に向けた適切な考え方やコンセプトが明確であるか。	10
2	企画力	(1) 市町の採用力の強化と適切な人材確保に資する内容となっており、市町の募集から採用までの実務を支援する採用サポートセミナーとなっているか。	30
		(2) 協力隊の採用に関し、地域おこし協力隊採用サポートセミナーの他に、県内市町の支援の内容、体制が具体的に示されているか。	20
		(3) 協力隊の採用に関し、採用サポートセミナーの他に、十分に県内市町の支援ができる内容が提案されているか。	5
3	専門的知識	業務を遂行するために必要な、協力隊に関する知見や専門的知識を有しているか。	10
4	組織体制 及び 計画実現性	(1) セミナーの企画調整全般、当日の運営等に係る十分な実施体制・人員体制が示されているか。	10
		(2) 類似業務等の過去の実績から事業の成功を予見する組織と認められ、実現可能かつ適切な事業スケジュールが示されているか。	10
5	経費の積算	積算が予算の範囲内であり、内容等が妥当か	5